

宮城県公報

令和8年1月9日(金)
定期第662号

目次

規則

- 宮城県漁業調整規則の形式を左横書きに改正する規則(水産業振興課)

告示

- 県営土地改良事業換地計画の縦覧(農村整備課)
- 地域森林計画の策定(林業振興課)
- 地域森林計画の変更(同)
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(2件)(森林整備課)
- 道路の供用開始(道路課)
- 道路の区域変更(同)
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(都市計画課)

公告

- 開発行為に関する工事の完了(建築宅地課)
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(2件)(契約課)

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催(教育庁総務課)

監査委員

- 定期監査結果に対する措置の公表(3件)(監査委員事務局監査チーム)

宮城県漁業調整規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

令和8年1月9日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

宮城県規則第　1　号

宮城県漁業調整規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号。この規則の施行の際に現に公布されている宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則を含む。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に關し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- (1) 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- (2) 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則の様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第3条 既存規則中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、条及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字	五十音順による片仮名
4 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
5 漢数字（次に掲げるものを除く。） (1) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (2) 熟語の一部として用いられているもの (3) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (4) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (5) 1の項及び2の項に定めるもの	アラビア数字（3桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
6 上欄	左欄

7 下欄	右欄
8 読点として表記する「,」	「、」

- 2 前項の規定によることが適當でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。
(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業田尻中央地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年1月9日

宮城県知事 村井嘉浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年1月13日から令和8年2月10日まで
- 3 縦覧場所
大崎市役所

宮城県告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により宮城南部地域森林計画を立てたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和8年1月9日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 地域森林計画

宮城南部地域森林計画

2 縦覧場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

宮城県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和8年1月9日

宮城県知事 村井嘉浩

1 地域森林計画

宮城北部地域森林計画変更計画

2 縦覧場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む。）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む。）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

宮城県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年1月9日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年1月9日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するのを告示する。

その関係図面は、令和8年1月9日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

宮城県知事 村井嘉浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	349号	伊具郡丸森町耕野字不動66番3地先から 同郡丸森町耕野字不動1番1地先まで 伊具郡丸森町耕野字土巻26番1地先から 同郡丸森町耕野字土巻8番1地先まで 伊具郡丸森町耕野字高原40番1地先から 同郡丸森町耕野字高原55番5地先まで	令和8年1月9日

宮城県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年1月9日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

宮城県知事 村井嘉浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古川登米線
- 3 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
登米市米山町字善王寺朝来下110番1地先から 同市米山町字善王寺朝来下110番1地先まで	前	16.9～49.6	30.7
	後	16.9～49.6	30.7

宮城県告示第8号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月9日

宮城県知事 村井嘉浩

- 1 都市計画の種類及び名称
仙塩広域都市計画高度利用地区
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に
係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 1 月 9 日

	宮城県知事　村　井　嘉　浩
1　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	黒川郡大衡村大衡字鍛冶屋敷 16 番 2 の一部、6 番 7 の一部、6 番 9 の一部、37 番 1 の一部、37 番 3 の 一部、40 番 1 の一部、40 番 2
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	黒川郡大衡村大衡字鍛冶屋敷 16 番地 東洋産業株式会社

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年1月9日

宮城県知事 村井嘉浩

1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

ラップ式簡易トイレ及び簡易トイレ用ワンタッチテント 一式

2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

3 落札者を決定した日

令和7年10月28日

4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

株式会社赤尾 大阪府大阪市西区新町四丁目13番1号

5 落札金額

88,509,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年10月14日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年1月9日

宮城県知事 村井嘉浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
工作機械ほか 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年10月8日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
丸繁株式会社 仙台市宮城野区宮城野一丁目20番12号
- 5 落札金額
650,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年8月29日

宮城県教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和8年1月9日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

1 日 時 令和8年1月14日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事件

第1号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

第2号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

第3号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和8年1月9日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一	
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦	
宮城県監査委員	成	田	由	加	里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一	

1 監査委員の報告日

令和7年9月3日

2 通知のあった日

令和7年10月24日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 名取北高等学校

ア 監査委員の報告の内容

私費会計において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

グラウンド整備について、県が公費で実施すべきところ、団体の施工により私費で実施したもの。

・件数 1件

・金額 990,550円

イ 措置の内容

<発生原因>

3月の強風によりグラウンドの砂が飛散し、活動を行うには危険な状況となった。年度替わりの時期であり、令達申請後の復旧では時間を要し、生徒の安全確保に早急な対応が必要だったことから、予算要求を行わずに教育振興会会計からグラウンド整備費を支出したもの。

<処理内容>

なし。

<再発防止策>

学校施設の整備については、公費で対応するものであることを校内で情報共有した。また、学校徴収金取扱マニュアルにより公費・私費の峻別を徹底し、主務課に相談・協議を行いながら必要な予算要求を行うことで、再発防止を図る。

さらに、団体から寄附の申し出があった時点で主務課と協議するなど、寄附受納手続きについても、校内で情報共有を図った。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

「私費会計に係る不適切な取扱い」は令和6年度の重点リスクについていたが、本監査結果において私費会計の取扱いについて著しく適性を欠くとの指摘があった。本件は早急な改善が必要であるため、チェックリストを加筆修正し、「県会計に計上すべきものと、私費会計とすべきものの峻別整理が適正か確認しているか」という項目を追加することで、以後同様のミスが起こらないよう反映した。

宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和8年1月9日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

1 監査委員の報告日

令和7年9月3日

2 通知のあった日

令和7年10月24日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 消防課

ア 監査委員の報告の内容

収入証紙の貼用事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

危険物施設に係る申請手数料について、証紙貼用実績簿を作成していなかったもの。

・件数 3件

イ 措置の内容

<発生原因>

危険物移送所に係る許認可事務が、少数で不定期に発生するものであることや、担当班内の事務引継が適切に行われていなかったこと。また、決裁を行う職員が証紙貼用実績簿の不備に気付かなかつことにより生じたもの。

<処理内容>

事務局監査終了後、直ちに証紙貼用実積簿を作成した。

<再発防止策>

班内及び課内における事務引継の徹底。また、複数の目でのチェックや、監督者の適切な業務進捗確認により、ミスの再発防止に務める。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

収入証紙の使用が令和7年度末で終了することから、証紙事務単体ではなく、歳入事務全般として、令和8年度から、内部統制におけるリスクやチェックポイントへ反映させ、ミスの未然防止に取り組む。

(2) 消防課

ア 監査委員の報告の内容

役務費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

国の表彰物送付料金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

・件数 1件

- ・金額 1,640円

イ 措置の内容

<発生原因>

請求書を受領した担当者が、直近に迫ったイベントの開催準備及び終了後の事後処理等に追われ、支出処理を失念したもの。

<処理内容>

請求者から未納である旨の連絡があり発覚、請求者に状況を説明し、当日中に支出処理を行った。

<再発防止策>

会計事務のルール、事務処理方法について、会計事務担当者及び事業担当者で再確認するとともに、支出案件について、事前の情報共有、請求書等受領書類の確認、支出完了までの進行管理を班全体で行うよう徹底し、支払漏れ、遅延の発生防止に努める。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和5年度から重点リスクとして「支払遅延」を設定し、支払い漏れ、遅延のミス防止に取り組んでいる。今回の指摘を受け、チェック及び進行管理を更に強化・充実させ、ミス発生を未然防止できるよう取り組む。

(3) デジタルみやぎ推進課

ア 監査委員の報告の内容

役務費において、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和5年度DNS管理費用について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 11,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

事業担当者が請求書を收受後、簿冊に綴り込んでしまい、支払事務に遅延が生じたもの。また、支出に係る事務処理のチェックについて、組織的対応が不十分であったもの。

<処理内容>

当該事案が判明後、速やかに支出処理を行った。

<再発防止策>

最終支出処理の完了を確認できる一覧を庶務担当にて作成し共有フォルダに保存。請求書は必ず班長を経由して事業担当者へ配布することとし、その際に班長は一覧に請求書の受取日を入力。支出命令に係る起案を担当班長に供覧し、支出処理を確認。毎月15日、担当班長が一覧から支払漏れの有無を確認。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和6年度所属重点リスク「支払遅延」として反映させた。

(4) デジタルみやぎ推進課

ア 監査委員の報告の内容

職員間情報共有ツールにおいて、職員による不正閲覧が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和3年11月1日から令和6年4月11日までの間、職員間情報共有ツールに掲載された他の職員の情報を業務外の目的で閲覧及びダウンロードしていたもの。

- ・閲覧された件数 3,362件
- ・ダウンロードされた電子ファイルの件数 383件

イ 措置の内容

＜発生原因＞

令和6年4月に職員間情報共有ツールの情報が不正に閲覧されている疑いがあったことから、全職員を対象として、同ツール導入後の約2年6か月の間に管理者用のIDを用いてログインした職員のアクセス履歴の調査や関係職員の事情聴取等を行ったところ、職員による不正閲覧が認められた。

＜処理内容＞

事案発覚後、直ちに管理者用IDのパスワードを変更した。

＜再発防止策＞

従来、管理者用IDのパスワードは、担当する複数の一般職員で共有していたが、管理職員のみが管理するよう取り扱いを変更した。保守運用作業の際には管理職員がログインを行った上で、管理職員の立会の下で一般職員が作業を実施し、作業終了後は速やかに管理職員が管理者用IDのパスワードを変更することとした。また、担当職員及び管理職員が人事異動した際には管理者用IDのパスワード変更を徹底することとした。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

昨年度の事案発生後に再発防止策をしっかりと講じたため、本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。今後必要に応じて重点リスクとする等の対応を検討していく。

(5) 自然保護課

ア 監査委員の報告の内容

特別納付金（北中山地区の行政代執行に係る費用）において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度分収入未済額
- | | |
|------|--------------|
| 現年度分 | 430,819,400円 |
| 過年度分 | 0円 |
| 合 計 | 430,819,400円 |

イ 措置の内容

＜発生原因＞

林地開発許可地において、開発事業者が地すべり防止工事に応じなかつたことから、行政代執行により防災対策工事を実施し（令和6年3月完了）、工事費用の納付命令を発出したが、納付されなかつた。

＜処理内容＞

督促状を送付するとともに、隨時、対面及び電話等による催促も行った。また、債務者の保有財産を調査し、滞納処分（差押え）を行つた。

＜再発防止策＞

引き続き債務者への連絡を継続し、財産調査により差押え可能な財産の把握に努めるほか、分納等の納付指導を行つて行く。各情報は、逐次課内で共有しながら、対策を講じる。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかつた。債権管理は本件のみであるため、別途、懸案事項として適切に管理を行い、回収に努めることとする。

(6) 廃棄物対策課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

ア 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、引き続き収入未済が認められたので、収入促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和6年度収入未済額

現年度分	36,313,773円
過年度分	1,006,515,742円
合 計	1,042,829,515円

・令和5年度収入未済額

現年度分	33,378,511円
過年度分	973,522,231円
合 計	1,006,900,742円

イ 措置の内容

<発生原因>

竹の内産廃処分場の廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去するため、県がこれまで代執行により実施してきた対策費用が累積している。当時不適正処理に関わった者に対し、納付命令を発出しているが、少額の納付に留まっており、収入未済が継続している。

<処理内容>

個人債務者への納付指導を継続し、分割納付を継続させた。財産調査を実施し、各債務者の収入、資産状況の把握に努めるとともに、死亡した債務者の相続人調査を行った。

<再発防止策>

引き続き納付指導及び財産調査を継続するとともに、必要に応じて差押えを実施し、債権の時効管理を確実に行っていく。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は重点リスクとしては位置づけていないものの、収入未済については引き続き債権管理を適切に行い、確実な債権回収に努める。

(7) 医療政策課、県立病院再編室、医療人材対策室

ア 監査委員の報告の内容

補助金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和5年度宮城県医療機関等原油価格・物価高騰対策事業補助金について、出納閉鎖後に翌会計年度予算で支出したもの。

- ・件数 11件
- ・金額 625,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

補助金の支出手続きのため、事業者から電子申請システムで受け付けたEXCELデータから申請内容を抽出したが、職員の手作業の課程で一部事業者のデータ抽出が漏れたため、当該事業者への支払いが出納整理期間後となつた。

<処理内容>

一連の関連データを再確認し、適正に申請を受理していたがデータの抽出漏れにより支払いが未了となっていた11事業者を特定し、翌会計年度予算から支払った。

＜再発防止策＞

支出データの抽出作業について、電子申請システムの申請画面に入力された申請内容や口座番号等の債権者情報を職員の手作業を介さず直接データに取り込む方式に一本化し、抽出におけるヒューマンエラーの余地がないよう改善するとともに、交付決定・支出手続きの段階における複数の目による確認を徹底した。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本監査結果における指摘事項は重点リスクとして設定していなかったため、令和6年度より重点リスクに位置づけ、所属内で共有した上で類似事案の発生防止を図った。引き続き重点リスクとし、再発防止に取り組んでいく。

(8) 健康推進課

ア 監査委員の報告の内容

補助金の額の確定に伴う返還金において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和元年度健康増進事業等補助金について、令和2年度に過大交付した分の返還が行われていなかったことが、令和6年度に補助事業者からの指摘により判明し、返還されたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 542,000円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

令和2年度に、補助事業者から実績報告書の金額に二重計上の誤りがあったとの連絡を受けたが、課内で共有されていなかったため、実績報告の誤りに係る処理の失念に気づくことができず、補助金の返還が遅延したもの。

＜処理内容＞

令和7年3月13日に補助事業者から返還を受け、同年4月23日に国へ返還した。

＜再発防止策＞

「補助金交付手続きの改善方針」及び「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」を改めて課内で共有し、補助金事務の適正執行を確認するとともに、実績報告書の数値に誤りがないか複数人で確認を行うことを徹底する。

補助事業者から連絡があった場合は、経過及び対応状況の記録を作成し、確実に課内で共有するとともに、未処理案件の有無を定期的に職員に確認することにより失念の防止を図る。

補助事業者に実績報告書の提出を求める際に、積算誤りの防止に関する注意事項を記載するとともに、提出様式の見直しを行い数値の突合を行う機能を追加した。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかったが、繁忙期や年度当初には同様のリスクが高まることから、情報共有や複数人によるチェックを徹底し、組織として確実に対応するとともに、翌年度の重点リスクとすることを検討していく。

(9) 子ども・家庭支援課

ア 監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済の解消に努めているが、引き続き収入未済が認められたので、今後も収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和6年度収入未済額

　現年度分 129,000円

　過年度分 18,518,730円

　合 計 18,647,730円

・令和5年度収入未済額

　現年度分 1,113,860円

　過年度分 18,010,220円

　合 計 19,124,080円

イ 措置の内容

<発生原因>

手当支給後に、資格喪失要件（結婚、転出等）に該当していることが判明し、過払いとなつた返還金の返納未済によるもの。

<処理内容>

特別滞納整理期間中（9月・2月）における催告状の送付、電話による督促を実施している。

<再発防止策>

資格喪失要件（結婚、転居等）に該当する者がいないか、手当支給前に各町村に対して確認を行い、該当する場合には、手当の支払いを一時差し止めする。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

「収入未済」を所属の重点リスクとして位置づけ、その縮減及び適切な債権管理のためのチェックポイントを設定し、毎年継続的に実践している。

(10) 國際政策課、国際ビジネス推進室

ア 監査委員の報告の内容

予算執行において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

みやぎ産業交流センター（夢メッセみやぎ）に係る修繕工事において予算執行を怠り、多額の不用額を生じさせたもの。

・件数 1件

・エネルギー棟及び西館空調設備冷却塔等更新工事 101,179,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

みやぎ産業交流センターでは、施設の老朽化の影響により、近年、工事件数が10数本で推移しており、一層注意深い予算執行管理が必要だったものの、複数人での確認の徹底が不十分だったことにより、同一工事について令和5年度予算と令和6年度予算で二重に計上し、多額の不用額を生じさせたもの。

<処理内容>

事案を確認後、速やかに関係部署へ報告し、原因調査や再発防止策を実施した。

<再発防止策>

改めて各業務の進捗管理表を作成し、管理監督職員が定期的に確認することとしたほか、新年度予算の編成過程においても、現年度事業の進捗管理表との照合により、予算の重複を防止することとした。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和7年度内部統制の重点リスクとして「予算の計上漏れ、計上誤り」を掲げ、適正な予算

の計上及び執行を徹底することとした。

(11) 国際政策課、国際ビジネス推進室

ア 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

不調となった委託業務について、改めて指名委員会を開催すべきところ、不調案件の指名委員会で選定した業者と見積合わせを行ったもの。

- ・件数 1 件
- ・業務名 令和 7 年度旅券調整及び関連業務

イ 措置の内容

<発生原因>

担当者の認識不足により、当初の指名委員会で決定した内容で、再度入札ができるとものと誤解したもの。

<処理内容>

事案の確認後、契約事務の流れの再確認や再発防止策を検討した。

<再発防止策>

入札の手続きについての業務フロー図を作成し、不調の場合については、改めて施行伺から一連の手続きをやり直すことを明記する。また、課内でも今回の案件について共有し、今後同様のミスが発生しないようにする。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。業務フロー図でのチェックにより対応していくことを踏まえ、翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。

(12) 商工金融課、中小企業支援室

ア 監査委員の報告の内容

中小企業高度化資金貸付金において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和 6 年度収入未済額
 - 現年度分 105,468,966円
 - 過年度分 0円
 - 合 計 105,468,966円
- ・令和 5 年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 2,514,040円
 - 合 計 2,514,040円

イ 措置の内容

<発生原因>

過年度収入未済分については、利息分の2,514,040円を回収し完済となったが、一方で、償還中であった他の貸付先が令和 6 年 6 月に破産手続開始決定を受けたことで、105,468,966円の収入未済が発生した。

<処理内容>

破産手続開始決定に伴い、破産管財人に対し、期限前償還を請求。その後、債権者集会を経

て、破産管財人による破産財団の換価手続きが行われ、令和7年9月下旬に14,087,232円の配当を受けた。

＜再発防止策＞

引き続き、債還中の他の貸付先に対しては、定期的にヒアリングを行うほか、決算書等の提出を求ることにより、状況把握に努める。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本監査結果における指摘は、重点リスクとしていなかったが、令和6年度に発生した収入未済については、事務処理上の誤りで起きたものではないため、引き続き、債権管理を適切に行い、確実な債権回収に努めることとする。

なお、破産案件については、配当後も未納が残ることから、今後、連帯保証人との協議を進め、保証債務の請求を行う。

(13) 水産業基盤整備課、漁港整備推進室

ア 監査委員の報告の内容

特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和6年度分収入未済額

現年度分	5,720,000円
過年度分	6,820,000円
合 計	12,540,000円

・令和5年度分収入未済額

現年度分	0円
過年度分	6,820,000円
合 計	6,820,000円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

他漁船の漁業活動への支障や当該漁船の老朽化による転覆・沈没等の危険性があったため、放置船舶を撤去した行政代執行費用の請求を行ってきたもの。

＜処理内容＞

過年度分行政代執行費用請求については、所有者の所在確認と財産調査を定期的に行い、住所移転確認の都度、住民票記載の市町に固定資産税や住民税、水道料金の支払状況等の確認、市町所在金融機関へ開設口座照会等、財産調査を行ってきたが、差押え等に繋がる事項は確認できず、令和7年8月17日に時効を迎え、同月25日不納欠損処分となった。現年度分行政代執行費用請求については、行政代執行費用に係る不服審査請求の申し出があり、現在、支払催促事務が中断している。

＜再発防止策＞

不服審査請求に係る事務処理を進めながら、納付に繋がる財産調査を行っていく。債権の時効管理を行いつつ、必要に応じて差押えを実施する等債権回収に努める。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本監査結果における指摘は重点リスクとしておらず、当該収入未済は事務処理上の誤りで起きたものではないが、継続して債権管理を適切に行い、確実な債権回収に努めることとする。

(14) 住宅課

ア 監査委員の報告の内容

県営住宅の家賃算定において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

県営住宅の家賃算定に誤りがあり、一部の入居世帯から家賃を過大に徴収していたもの。

・過大徴収期間

平成26年4月から令和6年8月まで

・過大徴収額等（令和7年7月30日時点）

世帯数 68世帯

過大徴収額 5,960,200円

イ 措置の内容

<発生原因>

県営住宅の家賃算定は、公営住宅法の規定に基づき、国土交通省の事務連絡等を踏まえて行っているが、その解釈について同省から通知があり、本県の従来の取扱いが一部誤っていたことが判明したもの。具体的には、県営住宅の家賃の算定に当たり、入居者（名義人）又は同居者の扶養親族（所得48万円以下の者）が、70歳以上又は16歳以上23歳未満である場合に適用される所得控除について、名義人（県営住宅の契約者）を控除対象外とするなど、必要な控除を行っていなかったもの。

<処理内容>

令和6年度の家賃が過大となっていた世帯については、電話及び文書で通知の上、令和6年10月の家賃から正しい額で徴収している。

過大に徴収した家賃は、過去10年分（平成26年4月家賃まで）について、説明・謝罪の上、還付することとし、過去5年間分（平成31年4月～令和6年9月分）は県において還付額を精査し、連絡、説明、謝罪の上、順次還付を行った。過去6～10年前の分（平成26年4月～平成31年3月分）は、文書の保存期間が経過し、当時の家賃算定資料が残っていないことから、令和7年3月31日までに当事者から根拠資料を添付して申し出ていただき、家賃の過大徴収が確認できた場合に還付を行った。

<再発防止策>

国土交通省から通知のあった家賃算定の適切な取扱いを徹底した上で、家賃算定方法が公営住宅法の規定及び制度の趣旨を踏まえた取扱いとなっているか隨時確認する。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本業務については、算定方法の是正が行われたため、令和7年度の内部統制システムのリスクには反映していないが、今後、今回の事例を念頭に、チェックポイントへ反映し、管理していくことを検討する。

(15) 住宅課

ア 監査委員の報告の内容

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入遅延において、督促を行っていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

県営住宅敷地使用料の収入遅延について、督促を行わなかったことにより、延滞金を徴収できなかったもの。

・件数 1件

・調定額 124,500円

・徴収できなかった延滞金の額 10,100円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

県営住宅敷地使用料について、納入状況の確認を行っていなかったため、納入期限を過ぎてもなお未納になっていることの把握が遅れ、未納者に対し督促状を送付しておらず、延滞金の徴収ができなかったもの。

＜処理内容＞

事実を確認後、速やかに納入義務者へ連絡をするとともに、納付書を再度送付し、納付を依頼した。（令和7年4月21日納付済）

延滞金の徴収については、督促を行っていないことから、延滞金の徴収は不可能であった。

＜再発防止策＞

納入期限が到達した案件について、財務システムにより納入状況を確認し、未納であった場合は納入義務者へ連絡、状況を確認することとし、遅滞なく督促状を発布するよう整理した。併せて、担当班長をはじめ組織的に財務システムの「収入未済一覧表」などを確認し進捗状況を管理することとした。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本業務に関する収入調定については、年度初めに行う調定のほか年数回程度と限定されていることから、内部統制システムのリスクには反映していないが、上記の再発防止策を課内で共有し、業務フロー等の見直しを行い、再発防止を徹底する。

（16）住宅課

ア 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

・令和6年度収入未済額

現年度分	7,775,286円
過年度分	21,064,294円
合 計	28,839,580円

・令和5年度収入未済額

現年度分	12,300,630円
過年度分	20,768,348円
合 計	33,068,978円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

滞納整理実施要領に基づき未納者に対し督促、電話や訪問による支払い催告等を行ったものの、納付されなかったもの。既に退去している滞納者に対しても現住所を調査し、書面、電話等による支払い催告や民間債権回収業者（サービサー）への債権回収委託を実施したが、納付されなかったもの。

＜処理内容＞

県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか、県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施した。

県と公社は、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針について（令和5年度～令和7年度）」の取組方針を基本とし、初期滞納者への早期対応の強化や、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施した。県と公社は、毎月連絡調整会議を開催し、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係を把握しながら、滞納発生

に対して早期に対応するよう取り組んだ。

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納額が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門が連携を密にして入居承継や同居承認等の手続きを滞納者に促した。

全入居者に対して減免制度の周知を行い、家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。滞納が長期化している案件については、法的措置による厳正な対処を前提に、個々に対応方針を検討し、対策を講じている。

再三の催告等を行っても納付の見込みがない滞納者については、県と公社による訴訟対象者選定会議を経て、明渡訴訟を提起し、応じない入居者に対しては断行を実施した。

＜再発防止策＞

【入居者への取組】

- ①初期滞納者（1～2か月）への取組強化
- ②法的措置による厳正な対処
- ③収入申告の徹底
- ④各種手続きに係る迅速かつ丁寧な対応
- ⑤生活保護受給者の代理納付の利用拡大
- ⑥連帯保証人に対する対応の強化
- ⑦減免制度の周知
- ⑧高齢者や福祉的対応が必要な滞納者に対する指導強化

【退去者への取組】

- ①民間債権回収業者（サービサー）の活用
- ②弁護士への債権回収業務委託
- ③法的措置による厳正な対処
- ④債権の適正管理

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

内部統制システムのリスクには反映していないが、下記のとおり対応方針（数年ごとに改訂）を決め、指針を作成し、収入未済の圧縮に努めている。

- ①住宅供給公社から提出される決算書により、家賃調定額、収入済額、収入未済の状況を把握する。
- ②住宅供給公社から定期的に報告を受け、収入未済状況に応じて対応方針等を適切に指示する。
- ③収入未済縮減会議が主催する債権関係担当者研修会への参加や研修資料による自習をする。
- ④債権関係事務について、他県照会などによる情報収集、弁護士等への相談を行う。
- ⑤住宅供給公社と情報を共有して、明渡訴訟や少額訴訟の検討を適切に行う。
- ⑥滞納整理事務において、住宅供給公社の訪問催告への同行のほか、隨時適切な助言を行う。
- ⑦「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針について」を住宅供給公社と共有し、収入未済拡大防止の指針とする。

(17) 営繕課

ア 監査委員の報告の内容

工事事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

営繕課が作成し関係各課等に通知している「建築公共工事積算単価表」の改定において、単価の一部に誤りがあり、当該単価を適用した工事が入札中止となったもの。

- ・件数 5件

- ・工事名

(営繕課)

- ・令和6年度農業・園芸総合研究所研修宿泊棟外壁改修工事

(設備課)

- ・令和6年度産業技術総合センター空調設備改修工事ほか2件

(住宅課)

- ・県営名取田高住宅ほか9団地空家修繕工事

イ 措置の内容

<発生原因>

令和6年7月単価改定の際、週休2日の確保を考慮した補正率を適用している「週休2日単価」について、補正率を適用していない「従来単価」に「週休2日単価」のファイル名称をつけ、誤った単価表を関係機関に配布したもの。

<処理内容>

当該事案が判明してすぐに正しい単価表を関係機関に配布し、差し替えを依頼した。

<再発防止策>

単価作成に係る一連の作業工程及びチェック体制の見直しを行い、作業手順書及びチェックシートを新たに整備するとともに、複数の目でチェックを行うよう体制を強化しており、再発防止に努めている。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

本監査結果における指摘は、令和6年度に再発防止策を策定していたものの、令和7年度の重点リスクとして検討していなかった。翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。

(18) 出納管理課

ア 監査委員の報告の内容

証紙の交換事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

証紙の返還等ができない売りさばき人に対して還付を行ったもの。

- ・件数 1件

- ・金額 250,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

組織改編及び人事異動により、担当者から課長まで証紙業務を初めて担当する職員が配置され、証紙関係規程の知識が十分でなかったこと、及び年度当初におけるチェック体制の脆弱化が重なり、返還申請を誤って受付してしまったもの。

<処理内容>

当該売りさばき人から還付金を返納してもらうとともに、県に返還された証紙を当該売りさばき人に返却した。

<再発防止策>

売りさばき人の証紙返還及び還付はできないことを共有するとともに、証紙還付決定の決裁時に売りさばき人一覧表を添付し、還付対象者の中に売りさばき人が含まれていないか確認す

ることとした。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

証紙に係るリスクについては、昨年度、「職員間の協力体制及びチェック体制の不備」という重点リスク項目の中で取組んできたところであるが、今回の誤りを受け、今年度は「収入証紙管理体制の不備」を重点リスク項目に選定し、以後同様のミスが起こらないよう取組むこととした。

(19) 高校教育課、高校財務・就学支援室

ア 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和6年度収入未済額

現年度分	62,361,961円
過年度分	402,011,688円
合 計	464,373,649円

・令和5年度収入未済額

現年度分	68,659,406円
過年度分	372,729,306円
合 計	441,388,712円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

平成17年度に貸付を開始した高等学校等育英奨学資金は、平成24年度以降、償還が本格的に開始され、年々償還対象者の増加に伴い、償還未納額も増加している。

＜処理内容＞

未納者本人や保証人に対し、文書や電話による納付の働きかけを行い、回収困難な案件の一部については、債権回収会社（サービス）に業務委託するなど、取組強化を図っているところである。また、所在不明となっている未納者については、住所を公用請求するなど、住所の確認を行い納付の働きかけを行っている。

＜再発防止策＞

奨学生の返還意識が希薄とならないよう、採用時や卒業時等の機会を捉え、学校を通じ償還の重要性の説明を行っていくとともに、返済初期対応として、償還開始となった奨学生の中で、返済が滞っている者に対して、重点的に電話等による督促を継続的に行う。また、本人・保証人ともに債務整理となっている者等については、不納欠損の検討を行う等、収入未済削減に努める。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかった。現状については「高等学校等育英奨学資金収入未済縮減に向けた取組方針（令和7年4月1日策定）」により対応している。翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。

(20) 高校教育課、高校財務・就学支援室

ア 監査委員の報告の内容

物品の記録管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

備品台帳に現物がない供用備品が記録されていたもの。

- ・現物確認ができなかつた物品 1件
モバイルプリンター（令和3年3月15日取得）

イ 措置の内容

＜発生原因＞

通常、学校で使用する物品は学校が購入するが、発注当時はコロナ禍で衛生用品など高校教育課が購入し学校に配布しており、今回の備品もこれと同様に学校へ引き渡した後、管理換えの手続きをすべきところ失念していたものと思われるが、備品照合を定期的に実施していなかつたため、気づかなかつたもの。

＜処理内容＞

他に現物がない備品がないか確認の準備を進めている。

＜再発防止策＞

備品の確認を定期的に行うとともに、物品の購入は適正な時期に必要とする学校が行うことを徹底する。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかつた。現状、備品確認の確実な実施で対応することを踏まえ、翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。

(21) 保健体育安全課

ア 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

不調となつた委託業務について、改めて指名委員会を開催すべきところ、不調案件の指名委員会で選定した業者と見積合わせを行つたもの。

- ・件数 1件
- ・業務名 令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業業務

イ 措置の内容

＜発生原因＞

指名委員会を省略できる要件は認識していたが、早期着手を要す業務のため事務処理を急ぎ指名委員会に諮ることを失念したもので、指名委員会に諮られていないことを課内で気付けなかつた、チェック体制に不備があつた。

＜処理内容＞

なし。

＜再発防止策＞

チェック体制の強化を図るため、新たにチェックシートを作成するとともに、指摘事項を課内共有し根拠法令の再認識を行つた。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本監査結果における指摘は重点リスクとしていなかつた。現状チェックシートにより再発防止を講じたことを踏まえ、翌年度以降重点リスクを見直すことを検討していく。

(22) 文化財課

ア 監査委員の報告の内容

報酬、報償費、旅費及び委託料において、引き続き支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

1 文化財保護審議会ほかに係る報酬、報償費及び旅費について、60日以上の支払遅延があつたもの。

- ・件数 報酬 24件
- 報償費 12件
- 旅費 71件
- ・金額 報酬 278,400円
- 報償費 139,200円
- 旅費 281,664円

2 文化財課分室除害施設及び受水槽等清掃業務について、検査の日から3か月以上の支払遅延があつたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 297,000円

イ 措置の内容

<発生原因>

担当者の経験不足等により業務が遅れ気味であったことによる。班員全員で業務の一部を引き受けたが、体制の立て直しに至らなかつたものである。

<処理内容>

事案発覚後は、課をあげて手続き未了案件の洗い出しを行い、一部、年明けの対応になったものもあるが、年内に支払い完了できることを最優先として取り組んだ。また、すべての案件について、相手方へ謝罪を行つた。

<再発防止策>

支払遅延については、継続して重点リスクとしていたが、本監査結果において「指摘」であった。今年度、同様の不備は発生していないが、課内においては、引き続きリスク回避のため、スケジュール機能の活用、チェックリストの共有、報告・連絡・相談を常に行うとともに、今年度は支払状況の見える化や各班の予算を担当する副班長による打合せを定期的に行うなど、取組を強化している。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

「支払遅延」を影響度「大」のリスクとして実践する内容に、「定期的に所属内打合せ等を実施し、進捗状況の確認を行つてはいるか。」及び「定期的に財務システムで未支出（未確認決議）パトロールを行うなどシステム内の処理未了決議のチェックを行つてはいるか。」の項目を利活用し、常時確認を行つてはいる。

(23) 警察本部

ア 監査委員の報告の内容

損害賠償金において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和6年度収入未済額
 - 現年度分 0円
 - 過年度分 20,960,084円
 - 合 計 20,960,084円
- ・令和5年度収入未済額
 - 現年度分 919,600円
 - 過年度分 20,112,484円

合 計 21,032,084円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

債務者の在宅が不定期若しくは短時間と思料され、接触できず債務者に対する納付の催促ができなかつたもの又は債務者が生活困窮等のため納付されなかつたもの。

＜処理内容＞

次の事項等を継続して実施し、早期の収納と債権の保全を図り、収入の確保と収入未済の縮減に努めた。

1 適切な時効管理

長期にわたり、納付のない債務者に対しては、債務承認書を徴求して、その提出をもつて債権の消滅時効を更新（中断）させ、納付がなされるまで債権を確実に保全する。

2 電話等による納付促進

債務者に対して、反復した電話、居宅訪問等を実施して、自主的な納付を促す。債務者から生活困窮との申出があつたときは、履行延期による分割納付を教示する。

3 債務者の所在調査

債務者への聴取のほか、債務者が居住する市町村に対して、住民票の写し等を交付請求し、債務者の住所の変更の有無を確認する。

4 有識者への相談

未納付が長期化又は弁済能力に乏しい債務者への対応については、警察本部の顧問弁護士に意見を求めながら、法的措置による厳正な対処等、債権個々の対応方針を検討の上、所要の対策を講じる。

＜再発防止策＞

損害賠償請求事案の発生当初において、加害者に対して任意の自動車保険の加入状況を確認し、未加入のときには、加害者の弁済能力の有無にかかわらず、電話連絡や面談等、債務者との接触を密にして、加害者に対して、損害の程度及び影響、損害賠償を求めるここと、概算の請求額、納付の時期等、適時に丁寧に説明した。また、生計状況等、弁済能力を適宜に確認の上、早期に加害者と示談書を取り交わして、加害者の弁済意識の醸成と定着を図ることにより、損害賠償金の自主的な納付によって、新たな収入未済の発生を防止した。

さらに、令和7年4月から、交通信号機等、一部の交通安全施設を対象とする動産総合保険契約を損害保険会社と締結した。

これにより、従来、収入未済となる傾向が高かつた、加害者が任意の自動車保険に未加入かつ無資力等の生活困窮者である損害については、本契約に基づき、損害保険会社から損害額相当の保険金を受領の上、損害賠償請求権を損害保険会社へ移転することになり、補償が確実かつ新たに収入未済が発生しないこととなつた。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

本監査結果における指摘事項である収入未済については、重点リスクとしておらず、また、事務処理上の誤りに起因するものではないが、重要な懸案事項として、引き続き債権管理を適切に行い、確実な収入の確保及び収入未済の縮減に努めることとする。

宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があるので、同項の規定により公表する。

令和8年1月9日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

記

1 監査委員の報告日

令和7年8月29日

2 通知のあった日

令和7年11月7日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

仙南・仙塩広域水道事務所

（1）監査委員の報告の内容

賃借料の支払いにおいて、遅延損害金の発生が認められたので、今後再発しないよう
に対策を講じられたい。

（内容）

鉄道用地の賃借料について、支払の遅延に伴う遅延損害金が発生したもの。

・件数 10 件

・金額 3,605 円

（2）措置の内容

有償の借受物件を管理台帳へ「無償」と誤記載していたために長期間未払いとなった
賃借料を令和5年度に支払ったが、令和6年度に当該賃借料に係る遅延損害金の請求が
なされ、支払いを行ったものである。

賃借料については、令和5年度から有償・無償の別にかかわらず全ての物件について
契約書等原本と台帳との照合を毎年度実施し、支払もれ等の対策をとり、遅延損害金の
発生防止に努めている。